

曲亭馬琴『女郎花五色石台』翻刻（一）——初編その1——

神田 正行

前回までの『漢楚賽擬選軍談』かんそまがひみたてぐんだんに続いて、馬琴最後の長編合巻『女郎花五色石台』をみなへしごしほせきたい（馬琴執筆部分は、初編から第四編まで。三代目豊国（初代国貞）画。弘化四年～嘉永四年、甘泉堂刊）を翻刻することとした。『漢楚賽』と同様に、解題は各編の編末に併載する。

凡例

- 一、仮名は一部を除いて、現行のひらがなに統一した。また、会話を示す「」や、句読・濁点などを適宜補った。
- 一、読み誤りのない範囲で漢字を宛てた。その際、もとの表記を傍訓で残したものもある。また、原本における振り仮名（小字双行の場合が多いが、稀に傍訓もある）は、一部を除いて省略した。
- 一、文章を読む順序を示した「合印」あひじるしは、その多くを形の近い記号で代用した。合印を残したのは、原本と翻刻との

対照を容易にするためである。

- 一、本文には、内容にもとづいて適宜段落を設けた。また、冊が改まる位置で頁を改めた。
- 一、挿絵は本文の近い位置に掲げ、画中の詞書ことばがきは同じ頁の下段に翻字した。
- 一、「▼」印以下は、稿者による注記である。
- 一、影印ならびに翻刻の底本は、早稲田大学図書館蔵本（〈I33729 各編合綴〉）である。虫損や着彩、シミなどが目立たぬよう、画像には最低限の修正を施した。翻刻に際しては、同館所蔵の稿本（路女代筆）や拙架蔵本、ならびに滝本慶三氏による翻刻 (<https://blog.goon.e.jp/keiseisukoden>) なども参照した。

《上帙袋》

※東大図書館蔵本による



英泉画 【▼袋絵の画者】

女郎花五色石台初編上

馬琴作 豊国画

甘泉堂梓 印（泉市）

《第一冊 前表紙》

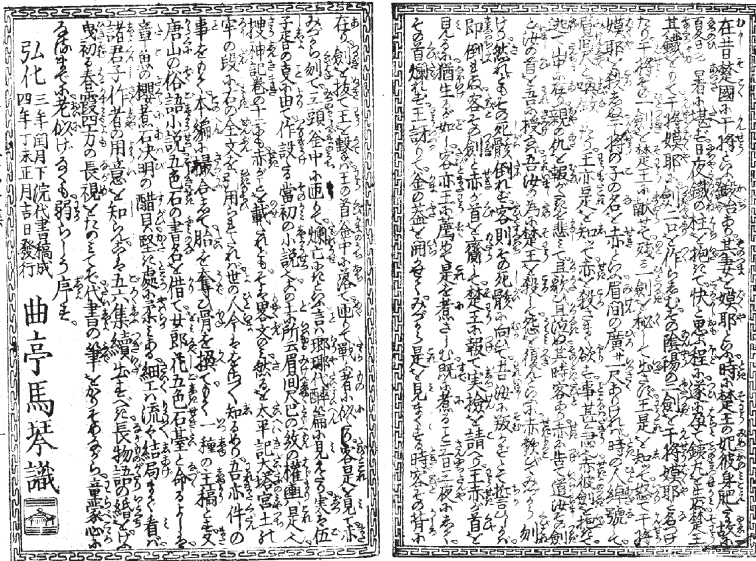


をみなへしごしきせきたいしよへん
女郎花五色石台初編

曲亭馬琴作 上帙上

▼炎や枠内に赤・緑などを用いる他は、濃淡墨や薄縹色など、全体的に地味な色調である。後印本では、藍色や緑を主体とした、比較的華やかな色彩になる。

《序乙（前表紙見返し）・二丁表 自序》



(七)

在昔楚国に干将といふ鍛冶あり。其妻を嬖耶といふ。時に楚王の妃、彼身肥たる故に、夏日の暑に堪ず、日夜鉄の柱を抱きて、快と思ふ程に、遂に孕て鉄丸を生みぬ。楚王其鉄をもて、干将・嬖耶に、劍二口を作らしむ。その陰陽の二劍を干将・嬖耶と名づけたり。干将その劍を楚王に獻せて、残る一劍を秘して出さず。王是を知て、怒て干将・嬖耶を殺しぬ。干将の子の名を赤といふ。眉間の広一尺ありければ、時の人綽号して、眉間尺と呼做したり。王亦是を知て、赤を殺さまく欲す。事甚急也。赤彼劍を抱きて、逃て山中に在り。親の仇を報かたきを悲みて、且歌ひ且泣ぬ。其時客あり、赤に告て道、「汝その劍と、汝の首を吾に授なば、吾汝の為に楚王を殺して、怨を復ん」といふに、赤歎ひてみづから刎けり。然れどもその死骸倒れず。客則その死骸に向ひて、「吾汝に叛かず」と誓ひしかば、則倒れぬ。客その劍と赤が首を齎して、楚王に報て実檢を請へり。王赤が首を見るに、猶生るが如し。客亦王に薦めて是を

煮^にさしむ。既に煮ること三日三夜にして、その首爛れず、王訝^{いぶか}りて、釜^{かま}の蓋^{ふた}を開^{ひら}かせて、みづから是^{これ}を見まくする時、客^{たびと}その背^{うしろ}に(序乙)／＼在^あり、劍^{つるぎ}を抜^{ぬき}て王^{うて}を撃^うば、王^わの首釜^{かまのうち}中^{ちゆう}に落^{おち}て、匣^{ひら}りて戦^{いくさ}ふ者に似^にたり。客^{たびと}是^{これ}を見て、亦^{また}みづから刃^{くびはね}て、三頭釜^{みつのかうべ}中^{ちゆう}に匣^{ひら}り、爛^{たぐれうせ}亡^にきといふ。言^{こと}は『聊^{ちやう}邪^た代^{たい}醉^{すい}篇^{へん}』に見^みえたり。實^{じつ}は伍^ご子^し胥^{しよ}の事^{こと}に由^{より}て作^{つく}り置^おけたる当初^{ちゆうしう}の小^{せう}説^た也^{なり}。この土^どに所^いはゆるみけんしよくともへも紋^{もん}の権^{けん}輿^い是^{これ}也^{なり}。『搜^{さう}神^{しん}記^き』卷^{まき}の十二^{じふに}にも、赤^{せき}がこを載^のせられたれども、そは略^{りやく}文^{ぶん}のみ。然^さるを『太^{たい}平^{へい}記^き』大^{だい}塔^{たふのみや}宮^{みや}土^{つち}の牢^{ろう}の段^{だん}に、右^{みぎ}の全^{ぜん}文^{ぶん}を引^ひ用^{もち}られたれば、世^よの人^{ひと}今^{いま}はをさく／＼知^しるめり。吾^{われ}亦^{また}件^{くだん}の事^{こと}をもて、本^{この}編^{へん}に撮^{さつ}合^{ごう}して、胎^{たい}を奪^{うば}ひ骨^{こつ}を換^かへ、もて一^{いつ}種^{しゆ}の主^{しゆう}稿^{かう}とす。又^{また}唐^{たう}山^{さん}の俗^{さく}語^ご小^{せう}説^た、『五^ご色^{しき}石^{せき}』の書^{かみ}名^なを借^{かり}て、「女^を郎^み花^{なべし}五^{しき}色^{せき}石^{せき}台^{たい}」と命^{なづ}くよしは、章^{たう}魚^{ぎよ}の桜^{さくら}煮^に・石^{いは}決^{けつ}明^{めい}の酢^す貝^{がひ}、堅^{かた}き処^{ところ}に柔^{やはらか}みある、細^{さい}工^{こう}は流^{りう}々^く結^{けつ}末^{まつ}まで看^みば、諸^{しよ}君^{くん}子^し作^し者^{しや}の用^{よう}意^いを知らん。こは五^い六^{ろく}集^{しふ}統^{つう}出^{しだ}すべき、長^{なが}物^{もの}語^{がたり}の緋^{いとくち}を、けふ曳^ひ初^{せむ}る春^{はる}霞^{がすみ}、四^よ方^{かた}の長^{なが}視^しをたのみてぞ、代^{だい}書^{しよ}の筆^{ふで}をかりそめながら、童^{わら}蒙^{べい}心^{こころ}なるまでに、老^{おい}似^にげなくも、弱^{わか}らしう序^{じよ}す。

弘化

三年閏月下浣代書稿成

四年丁未正月吉日發行

曲亭馬琴識 印(乾坤一草亭圖)

《略注》

◆(序乙欄上の印) ↓ 神田佐久間町四丁目^の改名^の主^の吉^の村^の源^の太郎^のの印^の。この印は、第四冊卷頭(二十一丁表)の欄上にも見える。

◆干将・嫫耶 ↓ この故事、ならびに右序文中で言及された書名については、本稿解題において検討を加えることとしたい。

◆『五色石』 ↓ 短編白話小説集。筆鍊閣主人編述、八巻。この小説を、馬琴が披閱した確証は得られない。詳細は、拙稿「『女郎花五色石台』典拠小考」(『馬琴と書物』所収。平成23年、八木書店)、ならびに本稿解題参照。

◆閏月 ↓ 弘化三年(一八四六)は、五月に「閏月」があった。

《二丁裏・二丁表》



鎌倉の官領
持足利氏

湯上蘭次
極刃

木のもとに酒をしくま婆花の名の

貴妃と小町を右ひだり酌
翠竹亭鈴風

▼「貴妃」も「小町」も桜の名。

▼稿本には、閉次の持ち物に「さくらをりえだ」「すい

ふくべ」と、朱筆で注記される。

女時致遅鷺

友人 額荷九儀七

むしあつき雲のいきれは吹はれて

月になりゆく夏の夜の笛
翠竹亭

《二丁裏・三丁表》



▼「糸」に「いと（非常に）」、「忍び音」に「忍び寝」を効かせる。

恋おもふ君にあふ夜は三味線の
いとしめやかにしのびねぞする 翠竹亭

▼「お花半七」を踏まえた命名。

枯野の尾花
かたなや はんしち
片名屋般七

▼稿本では、後鍛冶が刀を研いでおり、砥石に「としし」、同人の前方に描かれた鞘に「しらさや二ツ」と、それぞれ朱筆で注記される。

水の面にきらめく大刀の魚ならで
水の面（おも）にきらめく大刀（たち）の魚（うを）ならで
三條の後鍛冶宗次
さんでふ ごかぢむねつぐ
女房乙締
にようぼうおつち

寛の螢ぬけ婆玉ちる 鈴風
かけひ ほたる ばたま かねかぜ

《三丁裏・四丁表》



千曳の重石

雛屋妙作

面影のかはらで年をふる雛は

桐のはこ屋の山にすむらん 山道高彦旧詠

▼「(年を) 経る」に「古雛」、「(桐の) 箱」に仙境「藐姑射」(「莊子」逍遙遊) を効かせる。

▼稿本では、妙作手前の鍋に「なべ」、その下の火鉢に「火ばち」と、それぞれ朱筆で注記される。

手嵐无方太重当 ▼「无」は「无(無)」の誤。

雛屋の忠僕木偶蔵 ▼挑灯に「火の用心」。

誠あれば祈ら伝も守る正直の

ひくき頭に神は宿りて 九九老人無疆



（4ウ・5オ 唐糸 奮戦する）

発端昔鎌倉の將軍頼朝卿の時、烈女唐糸と聞こえしは、木曾義仲の勇士なりける、樋口次郎兼光の妻也。木曾殿滅び失せし後、君と夫の仇敵なる、鎌倉殿を討たんとて、忍びしのびにたよりを求めて、遂にかの御所に給仕して、ほとり近く侍りける程に、ある日些の隙を得て、用意の懐剣抜き持ちて、頼朝卿を刺んとせしに、こと立地に露はれて、捕手の雑兵に取り巻かれ、かの身の難義に及ぶものから、唐糸ちつとも恐る、色なく、持てる刃を閃かして、近づく敵を斬り倒し、しばしさ、えたりけれ

海（海野）へ女に似気なき手ごはき癖者。小太郎

朝光こ、にあり、相手が違ふぞ、そこ動くな。

兵へなめら三宝、あいたしこ。

糸（唐糸）へかねて覚悟の唐糸が、手並みを見せん、そこ退かずや。

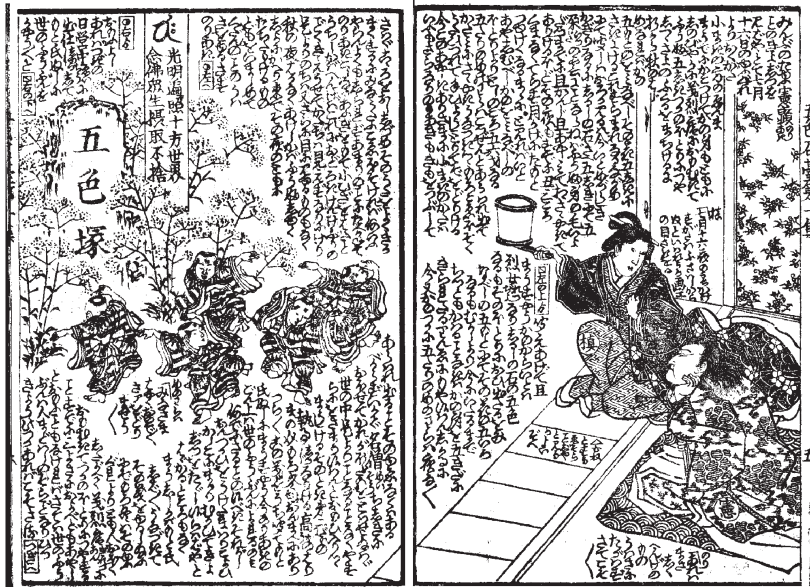
▼稿本には、「此処鎌倉の當中にて手すりある長らうか」という朱注があり、また三人の雑兵にも、それぞれ「ざん兵」「雑兵」「雑兵」と、朱筆で注記される。

ども、他に助けの兵なければ、この夜当晚なる宿直の近臣、海野小太郎朝光の▲下へ／＼▲上より手に搦め捕られ、鎌倉殿の御前に牽かれて、事の子細を尋ね問はるゝに、唐糸恐るゝ気色なく、頼朝卿を仇として、狙ひ討たまく欲したる、宿意を具に□／＼□述べしかば、なほも同類あるべしとて、やがて土の牢に入れおかれ、その後しばらく引き出ださせて、拷問厳しかりけれども、唐糸あへて屈服せず、只罵りてやまざりける。女子なれども○上へ／＼○中より叛逆の、その罪軽からざればとて、かの身を死刑に定められ、遂に由井の浜辺にて、身を五段に切り捨てらる。唐糸本意を遂げずといへども、和漢に類稀なるべき、義烈を憐れぶ者ありて、その五段の亡骸を、蛇谷の辺なる、庵室に葬りて、秘かに標の石を立てしに、その次の年の春の頃より、五本の女郎花、その塚の辺に生ひ出でて、秋に至りて花咲くを見れば、その花まさに五色にて、黄なるあり白きあり、赤青黒きも相まじはりて、世に亦稀なるものなれば、諸人愛でくつがへりて、そを見んとて集ふ者、日ごとに絶え間■右の下へ／＼■左

の上よりなかりける。事の不思議はこのみならで、かの塚の標の石、いつとなく五色に變じて、雲のごとく虹にも似て、筆もて彩りしに異ならねば、世の人いよく怪しみて、その唐糸の塚をもて、五色塚と呼びなしつつ、その庵室を相名付けて、義烈庵といひしより、遂にこの地の古跡になりて、その名高くぞ聞こえける。これぞこの物語の発端なるを、見る人まづよく思ふべし。

発端の二それより一四五十年を経て、足利尊氏の二男なりける、左兵衛督基氏、鎌倉の管領なりし時、ある年の秋のころ、かの義烈庵なる五色塚の辺に、夜なく怪しき物出るといふ、風聞隠れなかりしかば、執事植相

【▲大名上杉家を憚つて表記を改めた】次へ(4ウ・5オ)／＼民部大夫憲顕は、事の虚実を見ばやとて、七月十六日の夕暮れより、奥方小楨の方の、閻魔詣にかこつけて、かの身も共に忍びやかに、義烈庵に赴きて、夫婦五色塚の辺に通夜しつゝ、小夜の更るを待ちけるに、折から秋の初めなれば、かの五本の女郎花、その花五色に咲きにける。これすら稀なる眺めにて、聞しはおろか見る



(5ウ・6オ 憲頭夫婦、義烈庵に通夜する)

は今、いと珍しき限りなるに、標しるしの石さへ五色しきにて、
 五いっだ朶だの雲ことに異ことならねば、夫婦身の毛いよだつまでに、且
 感じ且怪しみて、相囁ささやきてありける程、その夜も既に丑
 三ごう頃くま、隈なく照らす月影に、袂たもとゆ露つゆけくなるまゝに、と見

楨つら（小楨）へ七月十六夜の打掛姿は、相応ふさはしからぬ

と言はれうが、画工の目先めさきを△／△旨とする、
 絵空事ゑそらことじやと見るがよいぞへ。

のり（憲頭）へあれはまさしく変化へんげの者。噂たがに違たがは

ず、さてこそ〜。

女の童めわらへ皆さま早くおいで〜。さア踊りませう
 。

▼左上に「五色塚」が描かれ、その隣に「光明遍照十方
 世界 念仏衆生摂取不捨」。梵字は「キリーク（阿弥
 陀如来）」か。

▼稿本では、画面右に「此处あんしゆつマのゑんがは也
 家体かたいよろしく御画ごまき」、画面左に「おみなへし 五
 かぶ花さく」と、それぞれ朱筆で注記される。

ればいと怪しむべし、かの女郎花の辺より、年の頃五六才なる、五人の女の童、忽然と現れ出て、迭に囁き頷きつ、諸声細く唄ひつれて、手拍子取りてぞ踊りける。

今この怪しきありさまに、小楨の方はいふもさらなり、憲顕も肝を潰して、騒ぐ心をおし鎮め、その歌をよく聞かまくするに、皆唄ふ声細ければ、何いふやらんよくも知られず。あまりの事に堪かねて、憲顕腰なる扇をもて、小藤をはたと打ちしかば、変化はこれに驚きけん、煙のごとく消え失せて、形は見えずなりにけり。

是より後は又更に、目に見ゆる物もなく、秋の夜儂く明けしかば、夫婦宿所に帰り来て、その夜の供に立ちたりける、者どもを戒めて、件の事の噂を許さず。憲顕

左へ／＼右より思ふ由あれば、次の日當中に出仕して、

基氏主に世の風聞を、筒様々と右の下へ／＼左の上より聞え上げて、且申すやう、「かの唐糸は烈女なり。標の石の五色なるのも、その辺に生ひ出たる、女郎花の五本にて、その花の五色なるも、昔より今に至るまで、

ちつとも変はる事なきは、かの身を五段に切られたる、輪廻にもや候はん。しかるに今又かの塚に、五人の女の童、夜なく現れ出ること、その故なくはあるべからず。いかで名僧知識に仰せて、彼らが菩提を帛はせ給はゞ、世の中是より異なる事なく、安らに治まり候はん」と、思ひ入りつ、申しける。

その時第二の執事なりける、高播磨介師冬御前にあり、つらくこの義をうち聞て、基氏主に申すやう、「憲顕の言上は、世の風聞によれるのみ、何でふさがる事の候べき。某おん使を承り、今宵彼処にまかり向かひて、虚実を糺し候らはばや」と、憚る所もなく申ししかば、基氏しはく「鎮きて、その義を許し給ふにぞ、師冬はその夕暮より、供人多く従へて、義烈庵に赴きて、塚の辺に通夜すること、既に三夜に及べども、怪しと思ふ事もなければ、「さては世の風聞は、人惑はしの虚言なり。畢竟此塚あればこそ、さる次へ（5ウ・6オ）／＼怪談は出で来たれ。いでや塚を暴き捨てて、人の迷ひを覚まさん」とて、にはかに人夫を召し集へて、庵主の法師の諫



（6ウ・7オ 師冬、五色塚を暴く）

- むるを聞かず、標の石を押し倒し、只鋤鉞の力を合はせて、掘り暴くこと半ばに至らず、天地にはかに震動して、塚の内より、白氣立のぼる程こそあれ、たちまち五の光りもの、中空に閃き上りて、四方に靡きて失せにける。さればその氣に打たれたる、人夫らはいふもさらなり、師冬の供人らも、或はうち倒され氣を失ふて、しばらくは起きも得ず。師冬は辛くして、かの身に恙なければども、さすがに後ろめたければ、すごくと帰り参りて、件の由を
- ▲右の下へ／＼▲左の上より聞こえ上るに、基氏主は苦笑ひして、重ねて何の沙汰もなく、そはそのまゝに已みしかども、師冬はいく程もなく、叔父師直の滅ぶる時、共に頭を刎ねられけり。「それは五色塚を暴きたる、祟
- 作者云へこの所皆々驚き慌てて一句も出でず、故に詞書なし。皆さまその氣で御覧じろ。
- ▼画面右端に、破壊された「五色（塚）」。
- ▼稿本では、三人の横たわる人物に、いずれも「人足」と朱筆で注記される。

にこそありつらめ」と、人皆舌を振ひけり。

是よりの後五色塚を、あへて修復する者もなく、かの女郎花も根を絶えて、只庵室のみ残るものから、又幾許の年月を経て、世に五人の勇婦なり出て、或は親の為に仇を報ひ、或は弱きを助け強きを取り拉ぐ、その名は各々世に高かりし、これその事のもとにぞありける。

(6ウ・7オ)

物語のはじまり鎌倉の管領基氏は、貞治六年【西暦一三六七年】四月廿六日、廿八才にて世を去りぬ。その命長からざりしは、かの五色塚を暴かせたる、崇ならんと世の人いひけり。その子氏満、氏満の子満兼、皆関東の管領たり。満兼既に世を去りて、その子幸王九持氏、家を継ぎぬ。すなはち左馬頭に任せらる、又鎌倉の管領たり。此時に当たつて、南蛮国より載せ来りし、駝鳥一つがひあり。持氏年なほ若ければ、これを庭籠に飼はせて、寵愛大方ならず。

そも、駝鳥は大鳥也、高さ五六尺、暹羅鶏に似ていと凄まじく、足は鉄を延べたるごとく、鶏冠ありて形鳥

帽子に似たり。是に物を負はすること、牛馬に異ならず、こゝをもて駝鳥といふ。常に鉄の粉を餌として、火をも食らへり。この鳥の図は『和漢三才図会』【卷四十四「火食鶏」】に見えたり。作者若かりし時、葺屋町河岸にて、この鳥を見せたる事あり、そは駝鳥の小さき物にて、こゝにいふ所と同じからず。

他し事はいほでもありなん。持氏○左へ／＼○右より駝鳥を飼はせしより、三年といふ春の頃、その雌鳥卵二つを生みぬ。その形鉄の丸かせの如くにて、甚だ重かりかゝる異鳥の卵を生む事は、世に珍しき▲右の中へ／＼▲左の上より限りなれば、近習第一の権臣なる、湯上閉次猛列、件の由を聞え上て、持氏主に見せまゐらすに、持氏喜び大方ならず、つらくとその卵を見たまうに、大きなこと鞠のごとく、黒くして鉄もて作れるごとし。「是を雌鳥に抱かせて、孵さばいかなるものやなり出ぬらん」とて、巢につかさまく欲し給ふに、怪しむべし件の駝鳥は、その夜の内に雌雄ともに、庭籠の内に死にけり。



（7ウ・8オ 持氏、駝鳥を飼つ）

持氏はに興きようさめて、又その卵を取り寄せて、執事安房しつじあは守憲のりぎね実まに□右の下へ□左の中より見せ給へば、憲実きさきつらくこれを見て、且申すやう、「昔唐国楚王からくにそわうの妃は、夏の日暑さに苦しむ故に、常に鉄くろがねの柱を抱いだきしかば、遂つひ

奴へ御覽らうじませ、五寸釘百本を、たちまち鵜呑みにいたしました。これから消し炭の火を、食はせて御覽らんに入れませう。

持（持氏）へ憲実は物知りなれば、見せて意見を聞きたいものじや。

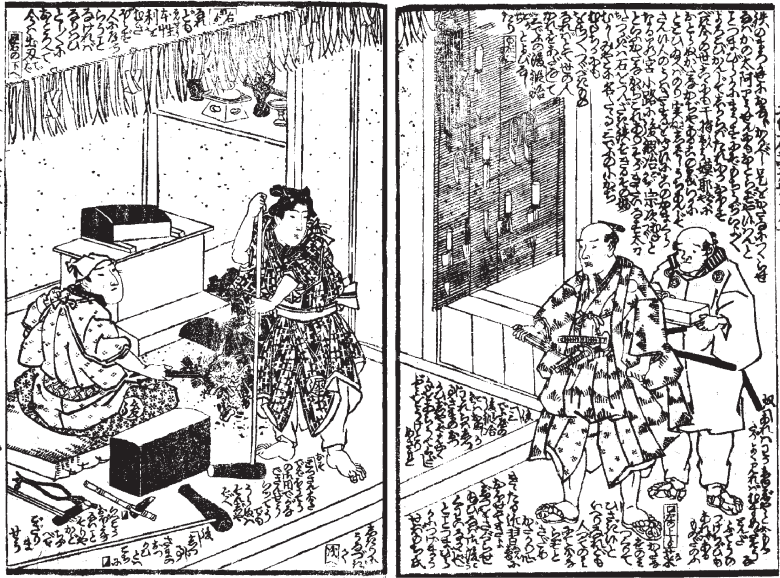
閉（閉次）へちよつと見れば、四文炭団たどんのやうでもあり、黒坊くろんぼうの鞆まりにしては、貫目くわんめがずつしり秤はかりにかゝらぬ。鉄を生むは、当たり前とはいひながら、和漢わあしに例ある事なければ、まことに珍し物でござります。

▼稿本では、画面右に「だちよう」「しもべ」、画面左に「だちよつの玉子ニツ 大きなるたどんの如し」と、それぞれ朱筆で注記される。

にその気を感じて、鉄の丸かせを生みぬ。楚王すなはち是をもて、干将・嫫耶に仰せて、二振の剣を打たしむ。後の人、その剣を名づけて、太阿、龍泉と呼びなしたり。事は『瑯耶代醉篇』に見えて候。よりにて思ひ候に、駝鳥は鉄を、餌として飼ふものなれば、彼食らふこと久しくして、此鉄丸を生みたるにもや候はん。さすればこれは卵にあらず、馬の石糞の類なるべし。しからは楚国の妃の生みしといふ、**次へ**(7ウ・8オ)／鉄の丸かせに同じかるべし。是を刀に造らせなば、かの太阿・龍泉にも、劣らずや候はん」と、こと詳らかに申すにぞ、持氏いよ／＼喜び感じて、「しからは誰にか仰すべき。今の世こ、にも干将・嫫耶に、劣らぬ刀鍛冶やある。この義いかに」と問ひ給へば、憲実しはしうち案じて、「さん候。人の噂を聞候に、この鎌倉なる若宮小路に、後鍛冶宗次といふ刀鍛冶これあり。そが鍛いなす太刀剣は、石を劈き鉄を切る、その妙昔都に名たる、三条の小鍛冶宗近にも、をさ／＼次ぐべき者なればとて、世の人彼を綽名して、三条の後鍛冶と呼びなしたり。

○左へ／○右

よりなれども本性利を貪らず、人にへつらうことなれば、生業年々に衰へて、今は出刃**右の下へ**／**左の上**より菜刀をのみ、作りて鬻ぎ候といへり。なれども伝のみにては、必ずと定めがたかり。心利たる近習に仰せて、虚実を探らせ給ひなば、御後悔なかるべし」と、こと詳らかに告げ申せば、持氏頻りに頷きて、**次へ**(8ウ・9オ)／「しからは湯上開次に仰せて、事の虚実を探らせん。その余のことは箇様々々」と、仰せ合はされたりければ、憲実は再議に及ばず、言承けしてぞ退きける。○されば若宮小路なる、三条の後鍛冶宗次は、妻の名を乙締と呼びなして、顔も醜からず、心様素直にて、夫婦の中に儲けたる、子ども二人ありけり。初子は女子にて、その名を遅鸞といふ、今年は十四五才なるべし。次は男子にて、木偶蔵と名付けたり。年は九になりける。しかるに遅鸞は女子に似げなく、力ありて武芸を好み、鍛冶の技さへ心がけて、後鍛冶が刃を作ることに、その相鍾を打ちなどして、親の助けになること多かり。又その弟木偶蔵は、男子に似げなき内気者にて、二親の心に背か



（87・9才 憲実の使者、後鍛冶の店に来たる）

ず、手習ひ算盤そろばんを好むのみ、鍛冶かぢの技わざには疎うとけれども、
後鍛冶ごかぢは彼らはらが欲ほりするまに、叱り懲らす事もなく、

奴やつへあれは若衆わかしゆじやと思つたが、よく見れば娘だそ
うな。飛んだ符丁ふてうの付け違ひも、あればあるも
ののだのふ。

使し（使者）へ三条屋の後鍛冶はお主か。我らは執事
様さまのお使ひじやぞ、早く手を洗つて、下文くだしふみを受
け取りめされ。

後（後鍛冶）へ執事様さまのお使ひとは、ここに■
一向覚えがないこと。そりや門違かどちがへでござりま
せう。

おそ（遅鷲）へ父ちちさん大かた出刃庖丁の、御用でが
なごさんせう。一挺いつづでも売らぬは損じやぞへ。

▼稿本には、右端の人物に「しもべ」、その左隣の人物
に「つかい足がる」、後鍛冶の店内に「此処鍛冶やの
店にて簾にでばほうてう杯挟みてあるべし」と、それ
ぞれ朱筆で注記される。

すでに前にもいへることく、利を貪らず世に詔はねど、その細工よろしければ、親子四人飢ゑもせず、兎も角もして世を渡る程に、ある日執事憲実の使ひ足軽、一人の下部を従へて、後鍛冶の店に訪ね来つ、こと云々と告げ知らせて、下文をぞ渡しける。

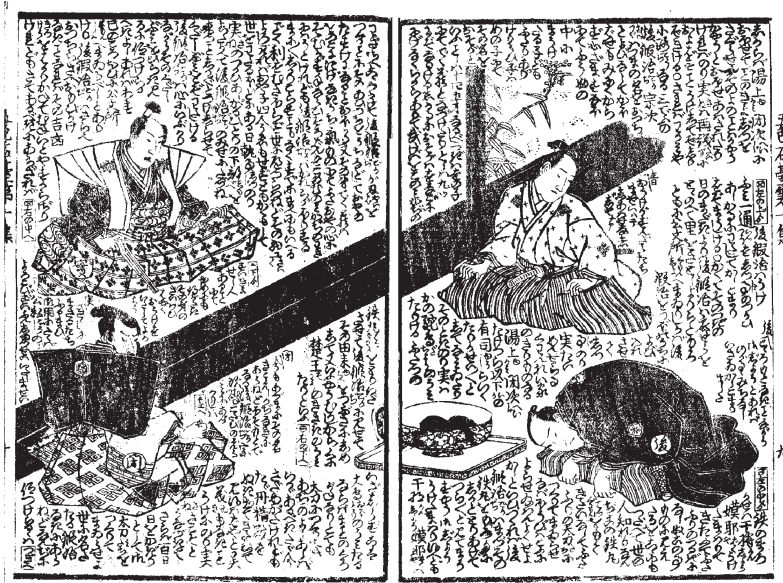
後鍛冶は心に訝りながら、その下文を開き見るに、「仰付けらるべき由あれば、明日巳の頃おひに、公文所へ参るべし」とありけり。後鍛冶はさら也乙締らさへ、思ひがけなき事なれば、その吉凶を測りかねて、胸いと安からざりけれども、さてあるべきにあらざれば、**□右の中へ**／＼**□左の上より**後鍛冶は受文一通を、執事の使ひ足軽に渡して、畏まりをぞ申しける。

○かくてその次の日の未明より、後鍛冶は衣裳を整へて、里長・年寄らともろともに、公文所へ参りしかば、後鍛冶を坪の内に呼び入れさせて、執事憲実対面せらる。管領家の権臣なる、湯上閑次猛列以下の有司ら幾人か、整々として並み居たり。

その時憲実は、かの駝鳥の生みたりける、二つの

鉄丸をとり出ださせて、後鍛冶に見せてその由来を、具に示して又言ふやう、「昔唐国楚王の妃の、生みたりといふ**○右の下へ**／＼**○左の中より**鉄の丸かせは、干将・

嬖耶承りて、鍛ふて二振の劍になしぬ。このこと物に見えたるを、こゝにも伝へて世の人知れり。汝この鉄丸をもて、鍛いなして二振の、太刀に作りて参らせなば、褒美は乞ふによらせ給はん。よくせよかし」と言ひ付くれば、後鍛冶はまづその鉄丸を、諸手にしかと取り上げて、つらくと見て申すやう、「御説承り候へども、干将・嬖耶はいざ知らず、こは大鳥の生みたるならば、真の鉄なりとても、太刀に作りて切れ味の、よし悪しはいかゝあるべき、只今定めがたけれども、只丹精をぬき出で、鍛いて見候はばや」と、異義もなき言受に、憲実さこそと領きて、「さらば百日日**▼**稿本「百日日」を限りとして、御太刀を作りて参らせよ。世に名たたる鍛冶なきにあらねど、汝に仰つけらるゝは、**次へ**(9ウ・10オ)／＼尤 面目といひつべし。よくせよかし」と期を押して、その鉄丸を箱に収め、吊り台に乗せ、下部に



（9ウ・10オ 後鍛冶 憲実に対面する）

昇せて、この日後鍛冶ともろともに、彼が宿所に遣はし
けり。

○さる程に、三条の後鍛冶宗次は、急ぎて宿所に帰り来

後（後鍛冶）へ心許なきことながら、御説とあれば

逃る、道なし。委細畏まりました。

青（青侍）へお受けが済んだら立ちませい。ハテ

幸せな者じやナア。

閉（閉次）へ今も東にその名聞こえし、鍛冶なきに

あらねど、細元手なる後鍛冶宗次、此度の選み

にあづかりしは、▲上へ／▼下より 推挙せし人

ある事にて、夢にも得がたきその身の幸ひ。早

くお受けをいたしてよからう。

実（憲実）へ聞しに勝る立ち振舞ひ。御用に立ば公

私の喜び。随分出精いたしませい。

▼稿本では、画面右奥の人物に「青侍」、後鍛冶と憲実
の間に「だちよう玉子」「此処一段高く家体によろし
く御画き」と、それぞれ朱筆で注記される。

て、妻の乙締と子どもらに、こと云云と告げ知らすれば、誰が歎ひ勇まざるべき。「これよりして名をもあげ、家をも興し給はん」とて、乙締は神棚に御酒を供へ、心祝ひにちとばかりの、酒肴を整へて、夫のために寿の盃を勧めてありしほど、日は暮れて宵の間に、思ひがけなき湯上閉次が、供人わづかに、両三人を従へて、後鍛冶の宿所に訪ね来て、「密談すべき由ありて、猛列自ら来れり」と言はせしかば、後鍛冶は心に訝りながら、に



(10ウ 湯上閉次、秘かに後鍛冶を訪ねる)

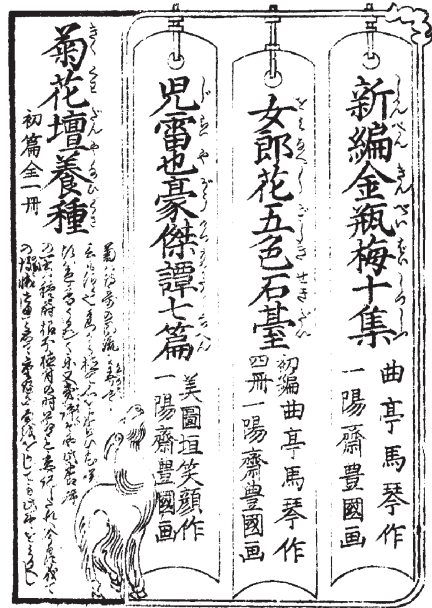
はかに坐敷をかき払ひ、妻と子どもをそがまゝに、納戸の方に遠ざけて、ひとり忙はしく出迎へ、閉次を上座におし上して、まづ茶を勧め菓子も勧め、その言ふ由を聞まくす。湯上が今宵の密談は、いかなる事を言ふやらん。そはこの次なる第二の巻に、説き分るを△／△聞ねかし。

後(後鍛冶)へ思ひがけなき夜分の御入来。御用の筋は何事やらん、仰せ聞けられ下さりませ。

閉(閉次)へ何も気遣はしい事ではない。もちつと寄らぬか、耳が借りたい。

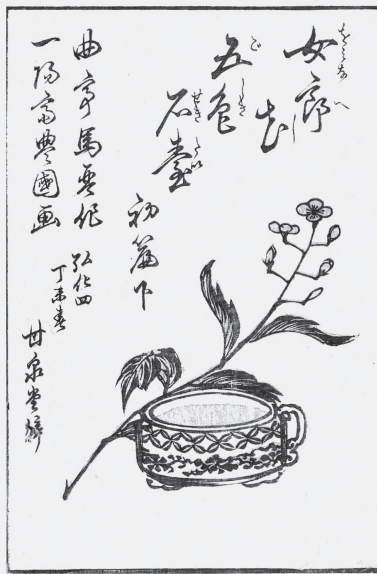
▼稿本では、両人の間に「くわし」「ちやわん」「火ばち」と、いずれも朱筆で注記される。

《第一冊 後表紙封面》



▼弘化四年の甘泉堂新刊目録。底本は合綴（合一冊）のため、この位置に右の目録がない。掲出したのは、四十丁の後に置かれたものである。本作のほか、『新編金瓶梅』第十集（最終編）、『児雷也豪傑譚』第七編、『菊花壇養種』初編を掲出。

《第二冊表紙・同見返し》



(表紙)

弘化四丁未春

一陽斎豊国画

上峡下

▼上冊表紙の図と一連。色調も上冊と同じ。

(見返し)

女序花五色石台初篇下

曲亭馬琴作

一陽斎豊国画

弘化四丁未春 甘泉堂梓

▼稿本では、女郎花と羊型の水入れが描かれ、朱筆で「おみなべし」「ひつじの水入」と注記される。

※東大図書館蔵本による

(式)

壺の続きその時湯上閉次猛列は、後鍛冶宗次に囁くやう、「和主此度大切なる、新身の御用を承りしは、我はじめより骨を折て、取りなし申したれば也。そを恩がましく言ふにはあらねど、和主が打ち出す駝鳥の太刀は、必ずこれ二腰なるべし。その一腰を上へ参らせて、残る一腰を我に得させよ。さらば我亦後々まで、和主の為になる事あらん。こは言ひがたき秘事なるに、ゆめな洩らし



(11才 閉次を待つ従者たち)

そ、心得てよ」と、言ふを後鍛冶はうち聞て、「そは御頼みで候へども、さる後暗き事をせば、冥加に背き候はん」と、言ふを閉次は聞あへず、「そは馬鹿律義といふものなり。上より二腰打ち出せと、仰付けられたりとも、地金足らずと申しなして、その一腰を参らせなば、させる御咎めあるべくもあらず。枉げてこの義に任せてよ。頼むく」とばかりに、こと果つべくもあらざれば、後鍛冶は遂に逃る、道なく、承知の由を答へしかば、閉次は喜び期を押し、門辺に待たせし供人を、急がしたて、忍びやかに、
 ▼右の下へ
 ▲左の上より宿所へふ
 て二字、稿本ナシ」とぞ帰りける。

わか(若党)へまう四でもあらうかの。夜鷹蕎麦でも食ひたいものだ。

しも(下部)へおらが旦那はどこへござつても、長尻には恐れるく。

湯上閉次の供若党・下部ら、後鍛冶が門に供待ちする所。これらのことは壺の巻の本文に見えたり。

○こ、に又後鍛冶が甥に、額荷九儀七といふ若者あり。彼幼き時に二親を失ひて、寄る辺なき者なれば、後鍛冶すなはち呼び取りて、養ふこと年を経て、十四五才になりし頃より弟子にして、鍛冶の技を習はするに、本性よからぬ癖なれば、**次**へ(口才)／職人を嫌ひてよくも習はず、小銭を盗みて酒を貪り、朝寝して夜遊びを好む、世にいふ能楽者なれば、後鍛冶しはく折檻して、厳しく叱り懲らせども、まことに棘に釘にて、ちつとも聞かずあまつさへ、果ては筋悪き借錢に債られて、せん術なくやありけん、後鍛冶が着替へ丸物を、盗み出して逐電しけり。いと憎むべき癖者なれども、後鍛冶が為には親族の、孤児なればそがまゝに、うち捨てて訴へもせず、人にも告げずありしかど、辺り近き諸人は、九儀七の不義をよく知りて、噂しぬるも七十五日の、日数経ぬれば言ふ者もなく、三年ばかりを過ぐす程に、九儀七は上総へ走りて、浜稼ぎしてありしかど、生業には疎かにて、口を齧ふに足らざれば、そこにも亦住み侘びて、身の置き所なくやありけん、肝太くも阿容々々と、又鎌倉

へ帰り来つ、里長を頼み拵へて、頻りに後鍛冶に詫げにけり。されば若宮小路なる里長は、はじめよりして九儀七を、よろしき者とは思はねども、さすがに後鍛冶の癖なれば、頼まれてうちも置かれず、しばく後鍛冶に詫びしかば、後鍛冶も聞ざることを得ず、「彼既に霜を踏みて、世渡りの易からぬを、悟りて先非を悔ひたらば、そは自他の幸ひにて、今更に旧悪を咎むべくもあらず。今一度救ふてこそ、叔父たる甲斐はあるべけれ」と、思案をしつ、九儀七を、やがて宿所に呼び取りて、元のごとくに使ひしかば、行く末はいざ知らず、九儀七は再勤のはじめより、よろづまめやかに立ち振る舞ひて、禁酒して生業に、精出だすべく見えしかば、後鍛冶・乙締の、喜びはいふもさら也、里長もこれを聞て、「さては言ひ甲斐ありけり」とて、いと頼もしく思ひけり。

○さる程に後鍛冶宗次は、駝鳥の大刀を作らんとて、物忌すること五十日、鞆の庭に注連縄を敷き巡らして、年ごろ信心怠らざりける、稲荷の神を祈念して、かの鉄をきい**▼**稿本「きたい」なすに、昔楚国なる干



（11ウ・12オ 九儀七、後鍛冶に詫ひを入れる）

将・娼耶の、故事を思ひ出て、「陰陽和合の錠ならでは、成就」右の下へ 左の上よりしがたからんと思案し

く（九儀七）へ段々謝り入りました。

里（里長）へそこらは鍛ひて連れて来ました。うん

じよう ▼懲りて改心するしぬいた上なれば、辛抱せいでなるかいの。

乙（乙締）へこれから心を入れかへて、叔父御の為にならしやるが、やつぱりその身の為じゃぞへ。

後（後鍛冶）へ許しがたき奴なれども、長殿の扱ひで、中人が中人なれば、この度は許しませんが。

▼▲／辛抱するか、どうじゃ。

遅（遅鷺）へあ、いふ口からちよつと見な、飲んで来たやら酒臭いぞ。

偶（木偶蔵）へシイ／＼姉さん、お黙り。

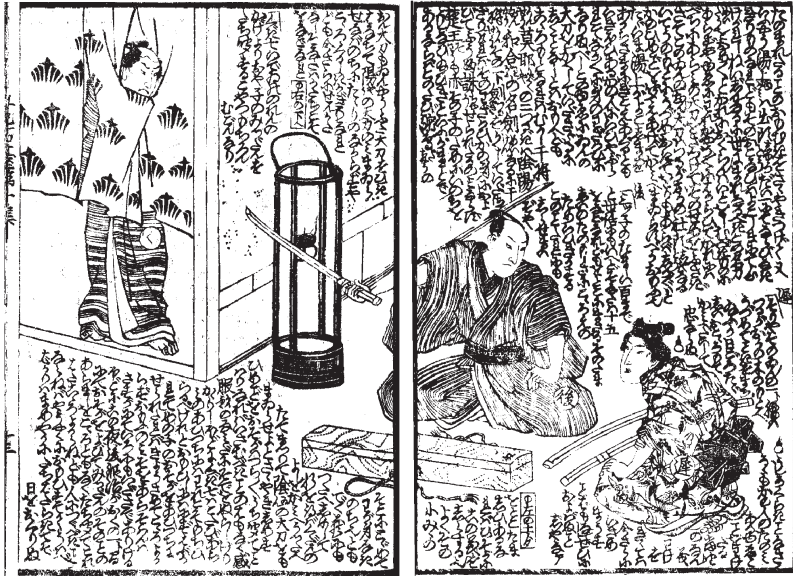
▼稿本では、九儀七に「年廿二」、里長に「年五十位」、乙締に「三十余」、遅鷺に「年十四五」と、それぞれ朱筆で注記される。

て、娘遅鷺に相鎧を打たするに、遅鷺はもとよりさる技に、心利たる女子なれば、父の教えに従ふて、ちつとも誤なかりけり。

かくて丹精日数を経て、陰陽二腰の太刀ともに成就す。その陽の太刀は長さ二尺四寸、すなはち二十四氣を象り、陰の太刀は壹尺二寸、こは十二月を象れり。この義を執事に聞え上げて、御太刀を参らずべしとある、その先の夜に後鍛冶は秘かに、娘遅鷺を呼び近づけて、心の秘密を示すやう、「この御太刀の事につきて、人知らぬ難義あり。その故は筒様々々」と、先に湯上閉次に次へ(11ウ・12オ)／頼まれたる事の趣を、囁き告げて又言ふやう、「湯上は出頭第一にて、並びなき権臣なれども、その行ひは邪にて、心穢れし佞人なるに、世に稀なるこの名刀を、阿容々々と彼に贈らんは、いと惜しむべきものにあらずや。故に我、筒様々々にはからひて、彼には別に新身の太刀を、授けてその責めを塞ぎ、この陰の御太刀は、鶴岡の杜頭なる、銀杏のもとに埋め置きて、折もあらば云々と、かの秘事を聞え上げて、上へ参らすべ

う思ふ也。只今湯上が邪を、明白に聞え上ぐるとも、勢ひあるかの人に、言ひ破られてはなかくに、身の禍になりぬべし。この故に陰の太刀を、隠して出ださざるに、しく事なしとは思へども、心許なきは、昔干将・

莫耶の二劍は、陰陽和合の名劍なるに、干将その一劍を、隠して出ださざりければ、その禍かの身に及びて、夫婦誅せられたるのみならず、楚王も亦その子の為に、命を失ひ給ひにきと、いふがまことであるならば、この度駝鳥の御太刀も、陰陽二太刀を引き離ちて、陽の太刀のみ参らせなば、後に崇のなからずや。心苦しき限りなれども、今さらにせん方なし。そなたは形こそ女子なれ、
 右の下へ／左の土より男魂あるなれば、秘かにこの義を知らする也。よくその小耳の底に留めて、我が身亡き後也とも、木偶蔵にも伝へ示して、折を得ば件の由を、上へ訴へ奉りて、陰の太刀をも参らせよ」と、囁き示す秘事を、遅鷺はつらく／＼うち聞て、理なれば諫むべき、言の葉もなく感服の、涙に袖を濡らしけり。
 か、りし程に九儀七は、此度新身の相鎧には、我こそ



（12ウ・13オ 九儀七、父子の密談を立ち聞く）

用ひられるべけれど、思ひしには似ず省かれて、女子の
遅鷺を相鑑に、せられたれば興醒めて、心よからず思ふ
のみ、それを争はんはさすがにて、色にも出ださでありけ

遅（遅鷺）へそりやその陰の一腰は、鶴岡の木のも

とへ、埋めて時を待ち給ふか。日ごろ正しいお
心もて、上へ対して忠ならぬ、○／○後ろ暗き
事なざる、も、かの人の頼みある故と、事を分
けたる当坐の難義。訳を聞ては今さらに、諫め
申す言葉もなし。是非に及ばぬ事じやなア。

後（後鍛冶）へ三子の魂百までと、世話にもいへど
そなたは十五。女子なれども男に勝る、その魂
の頼もしさに、心得のため言ひ聞かす。この
こと誰にも知らせまいぞや。

へ九儀七出居の暖簾の陰より、親子の密談を立ち聞
する。此奴勿論無言なり。

▼稿本では、九儀七の右に「みせと奥の中のれん也 此
へん家体によろしく」と朱筆で注記される。

る程に、この夜後鍛冶が奥の一間にて、遅鷲を呼びて密談の、その事のあらましを、心ともなく立ち聞て、これはた心よからねども、人に告ぐべき事ならねば、やうやくに思ひ捨てて、上辺ばかりはまめやかに、たち働きてぞ日を送りぬ。

(12ウ・13オ)

○かくて三条の後鍛冶宗次は、駝【▼稿本「駝鳥」】の新身一腰を、持氏公に参らするに及びて、すなはち聞え上ぐるやう、「かねては陰陽二大刀を作るべしと、仰せ付けられ候へども、地金足らず候へば、是非なく陽の御太刀をのみ、作り出だし候ひき」と、まことしやかに申すにぞ、執事憲実うち聞て、「駝鳥の卵は二つにて、目方もいと多かりしに、地金足らずと申すこと、心得がたし」と詰りしかば、後鍛冶怯まず「さ候。この御大刀はじめより、物忌みすること五十日、鍛ひなすこと五十日、合はせて百日の日数を経て、作り出しし物なれば、地金も次第に打ち減らして、二大刀には足らず候ひき。この義に相違これなし」とて、天地に誓ひて陳じ申せば、「さてはさる義もあるべし」とて、又疑はるゝこともな

く、憲実は何の大刀を、そがまゝに受け取りて、持氏公へ参らせければ、御意に適ひし由聞えて、その後四五日を経て、後鍛冶宗次を召し出だされ、「この度の褒美として、苗字帯刀を御免なし下され、鎌倉鍛冶の第一たるべし」とて、衣二襲・白銀二百枚を給はりしかば、後鍛冶は面目身に余りて、百拜しつゝ、滑り出づるに、有司すなはち計らひて、賜物は御館の下部に、昇せて宿所へ送らせけり。さればこの喜びを、伝へ聞ぬる乙締・遅鷲・木偶蔵はいふもさら也、およそ一里の老若男女、親しき疎きおしなべて、来つゝ、寿をなせる者、しばしは引きも切らざりける。

さる程に湯上閉次は、この夜腹心の若党をもて、後鍛冶の宿所に遣はして、かの約束の雌駝鳥の、大刀を秘かに求めしかば、後鍛冶はかねて作りおきたる、新身の大刀を取り出で、湯上の使ひに渡しつゝ、その責めを塞ぎけり。

○されば鎌倉の管領持氏は、▲右の下へ ▲左の上よ
 後鍛冶が作りて参らせたる、新身の大刀を愛で歎びて、



（13ウ・14オ 後鍛冶 苗字帯刀を許される）

鑄・目貫・縁頭に、金銀を鏤めさせて、駝鳥丸と名付け
つ、濡れ紙・鉄くろがねその余の物まで、手づから試し見給ふ
に、硬きを碎き鋭を劈つんぎく、その切れ味精妙にて、古の

偶（木偶蔵）へおいらもあれを着たいものじや。

遅（遅鷲）へあれちよつと見な、美しいお小袖じや
の。

く（九儀七）へ外聞の悪い話だが、これ程の大金は
今日けふはじめて持つて見ました。サアお受け取り
なさりませ。

後（後鍛冶）へ乙締おつちはすでに聞いたであらう。遅鷲
も木偶蔵でくも喜べ〜。

乙（乙締）へ稲荷さまはお棚を掃除して、御神酒を
上げておきました。まづ〜御拝はいをなされませ。

▼九儀七の持つ台が、稿本では同人の前方に置かれ、
「かね一包 白木のだい」と朱注がある。また、小鍛
治前方の台は、稿本では朱で補われており、「小袖一
重 白木のだい」と、やはり朱筆で注記される。

(14ウ・15オ 持氏、岡下勇女を手討ちにする)



髭切・鬼丸、烏丸・蒔鳩なりといふとも、及ぶべくもあらざれば、大方ならず愛で歎びて、しばらくも放ち給はず、夜るは枕辺に立てさせて、身の守りになし給ふ程に、いかなる故にやありけん、これよりの後、持氏の心いよいよ荒々しく、給仕の女房・近習の輩、些も心に違ふ時は、はしたなく折檻の、次へ(13ウ・14オ)／拳を当てられ、或は俄頃に追ひ退けられて、難義に及ぶ者多かりける。ことの不思議はこれのみならず、持氏はいつとなく、京都將軍義教公と仲悪くなりて、仰あはさるゝ事もなく、折を得ば攻めのほりて、嫡家を横領せはやとて、軍議を凝らし給ふといふ、その聞えありしかば、湯上閉

近習へまた御機嫌の損ねぬうち、サア／＼早く、立ちませう／＼

持(持氏)へ主を主とも思はぬ痴れ者。諫むる者は皆この通り。者ども死骸を片付けよ。

閉(閉次)へ烏は口に憎まるゝと、及ばぬ意見は鬼との戯れ。可惜命を落としました。笑止々々。

次の同役なりける、岡下男女比干【一】殷紂王の面を犯し、て諫めた比干を効かせる」と呼びなす近習は、その心ごま閉次と同じからず、忠信無二の若者なれば、主君の不義を見聞くに忍びず、ある日又忍びやかに、都の噂出でし折、男女は一人席を正して、持氏主を諫めしかば、持氏忽地怒りに得堪ず、男女を佶と睨まへて、「それを汝に習はんや」と、言ひも果たさず駝鳥丸の、大刀をきらりと引き抜きて、男女を手討ちにし給ひけり。

これより後は主君の為を、思ふ者も口を嚙みて、絶えて諫むる者なければ、佞人は時を得て、よからぬ事のみ勧めつ、禍の端を開くべきもの、左右に少なからざりしを、執事憲実漏れ聞て、驚くこと大方ならず、これより日ごとに出仕して、折に触れては道理を尽くして、主君を諫め申すにぞ、持氏も執事には、憚らざるにあらざれば、室町殿を攻め討たんといふ、軍議はしばらく止みにけり。

後に思ひ合はすれば、持氏主のかくまでに、行状悪しくなりぬるは、陰陽二振の駝鳥丸を、湯上閉次が僻事に

よりて、後鍛冶は陰の一刀を、隠して出ださざりければ、陰陽和合のついでを失ふ、駝鳥丸の祟に

○右の下へ

○

○

○

○

○

左の上よりもやと、識者は秘かに評しけり。
○憲実日々に出仕して、がさつを戒めたりければ、君辺はよりしめやかにて、佞人ばらは何となく、機を失ふ者多かりける。そが中に湯上閉次は、さばかり憚る心なく、なほも主君の機嫌を取らんと、思ふ由ありければ、ある日事のついでをもて、持氏主に申すやう、「某近頃思はずに、新身の刀を求め得たり。いと憚りある事ながら、その切れ味は御秘蔵なる、●／●駝鳥丸にも似たるべし。あはれ只今御慰みに、試させて御覧あれかし」と、いと誇りに申すにぞ、持氏聞つ、うち笑みて、「それは頼もしき事なりかし。さらば試して見せ候へ」とて、札よき鎧を出ださせて、次へ（14ウ・15オ）／「是を切れ」とぞ仰ける。その時閉次は件の鎧を、縁側におし直し、櫃の上にうち上して、後鍛冶を強ひて無理取りしたる、偽女駝鳥の刀を抜きて、声をかけつ、礮と切るに、鎧は些とも傷付かねば、「こは口惜しや」と又振り上げて、置



(15ウ・16オ 閉次、試し切りをしくじる)

みかけて撃つ程に、大刀は三段に破と折れて、柄のみ主の手に残れば、君の左右に侍りたる、近習の輩、堪かねて、等しく咄と笑ふにぞ、閉次は色を失ひて、「こは口惜しや」とばかりに、折れたる刃を ○左へ ○右より拾ひ取りて、鞘に納めて面目なさに、しばしもその坐にたまり得ず、「急病起こりぬ」と偽りて、にはかに宿所へ罷りつゝ、垂れ籠めてのみ居たりける。

近習へ、鎧通しはも、にもあれど、あの刀では豆腐でも、みごとには切れかねませう。

実(憲実)へはてさて粗忽な、気の毒く。

へ女中たち、思はず笑ひを袖につゝむ。

閉(閉次)へなめら三宝、こりやどうだ。

持(持氏)へ閉次、鎧はどうじゃく。

▼稿本では、憲実(同人の名印も朱)に「じつ事し」、その手前の人物に「近習年わかく役なし」、中央の鎧に「よろい」、その下の鎧櫃に「よろいしつ」、女中に「おく女中」と、それぞれ朱筆で注記される。

その時近習の輩は、閉次がこの日の粗忽を誇りて、笑ふ者多かりしを、憲実聞つ、おし止めて、「さな言ひそ人々。良刀も折る、事あり、なまくらは

□右の下へ

左の上より只曲がるのみ。昔富士の御狩の時、曾我十郎祐成が、太刀折れて討死にしけるも、刃よろしければなり。されば閉次が刀の折れしも、さのみ笑ふ事かは」と、故事を引て論ししかば、その近習らはいふもさら也、持氏主も理ありと悟りて、閉次が粗忽を咎むる事なく、出仕を許し給ひけり。

○さる程に湯上閉次は、頼み切つたる女駝鳥の、

▲印へ

／＼印より太刀は鉄を切る妙

▼稿本、傍訓「みよ」もなく、却つて三段に折れしより、面目を失ひて、遺恨やる方なきま、に、後鍛冶を怨みかつ疑ひて、「事の虚実を糺さばや」と、思へばその夜腹心なる、若党のみ従へて、秘かに後鍛冶が宿所に至りて、「尋ぬべき由あれば、閉次自ら来たれり」と言はするにぞ、後鍛冶は騒ぐ気色もなく、家内の者を退けて、自ら灯火を取りて出迎へつ、「夜中の御用何事ならん」と、

次へ（15

ウ・16才）

／＼続き問ふに答へず湯上閉次は、腹立しげに上座になほりて、ありつる太刀の趣を、簡様々々と、囁き告げてさて言ふやう、「和主が鍛ひし駝鳥丸は、鉄を切り石をも劈く、その妙は我よく知れり。しかるに和主が我に贈りし、女駝鳥の一刀は、同じ鉄をもて、共に和主の作りしに、鉄を切れどもちつとも切れず、却つて三段に

○右の下へ

○左の上より折れけるは、そもくこれいかなる故ぞや。思ふに我には偽物を、掴ませたるにぞあらむずらん。さるをなほ偽り陳じて、まことの太刀を渡さずは、この坐を去らせじ、覚悟せよ」と、刀の柄に手をかくれども、後鍛冶は怖めたる気色なく、言葉静かに答ふるやう、「湯上さま怒りを鎮めて、我が言ふ由を聞給へ。かの刃の折れたりとて、僕を疑ひ給ふは、よくも思はせ給はぬ故也。昔よりよき刀も、弾みをうてば折る、事あり。源家重代の獅子の子も、相戦ふてその切先、三寸ばかり折れたる故に、友切丸の名は出で来しにあらずや。先にはおん頼み已むことを得ず、かの女駝鳥の一腰を、秘かに御身に参らせしに、折れたればとて



(16ウ・17オ 九儀七、閉次をなだめる)

疑ふて、今さらに難しくのみ宣はゞ、件の由を執事さまへ、あからさまに訴へ申さん。さでも疑ひ給ふか」と、しつべ返しにやり込められて、閉次は勢ひはじめに似ず、腹の内に思ふやう、「先には次へ(16ウ・17オ)／我、

乙締・遅鷲・木偶蔵ら、事の様子に驚きて、次の問より透き見する所。勿論いづれも無言なるべし。

後(後鍛冶)へ昔よりして名ある刀の、折れたる例はあるものを、そりやご無体と申すもの。さでも事を好み給はゞ、是非に及はず。ありつるまゝを、執事さまへ訴へませうか。サアくどうでござります。

く(九儀七)へ何か様子は存じませぬが、後で必ず分かりませう。まづくお控え下さりませ。

閉(閉次)へ察するところ欲に迷ふて、偽物を掴ませたな。まことの太刀を早く▽／▽渡しやれ。なほ争はゞ手は見せぬぞ。

この後鍛冶を拵へて、巻き上げたりける女駝鳥の、かの
秘事露見せば、必ずこれ我が上なるべし。毛を吹きて疵
を求めんより、恥を忍ぶにしくことあらじ」と、思案を
しつ、後鍛冶に向かひて、「言はる、趣その理あり。我
なまじひに疑ひしは、ただ是千慮の一失のみ。この義は
沙汰なし」と、囁き口を固めて、秘かに宿所へ
帰りけり。

（かんだ・まさゆき 法学部准教授）